

# 8月は高齢受給者証や

# 認定証の更新時期です!!

## 高齢受給者証

70歳から74歳までの方  
(老人保健法の適用を受け  
る方を除く)に1割または  
3割の自己負担割合を記載  
して交付しています。

7月中に新しい高齢受給  
者証を郵送しますので、有  
効期限の切れた高齢受給者  
証は住民課に返却してい  
ただくか、各自で責任をも  
つて破棄してください。

### ※注意

お医者さんにかかるとき  
は、「保険証」と「高齢受  
給者証」を必ず提示してく  
ださい。

## 限度額適用認定証と 負担額減額認定証

有効期限は7月31日まで  
となっております。

自動更新されませんので、  
8月以降も引き続き認定証  
が必要な方は7月中に申請  
してください。

### ▼申請に必要なもの

#### ◎印鑑

◎現在交付されている認定証

### ▼申請場所

住民課国保年金班

### ◆お知らせ◆

4月から入院時の病院窓  
口負担を軽減するため、70  
歳以下の方も対象となりま  
した。

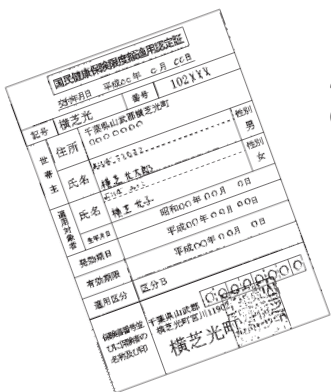
70歳以下の国民健康保  
険の方が入院されたときは、  
住民課で申請すると認定証  
が交付されます。

※国民健康保険税に未納が  
あると認定証の交付を受け  
られない場合があります。

### ◆問い合わせ

住民課国保年金班

☎1214



## 国民年金保険料免除制度

日本に住む20歳から60歳までの方は、国民年金に加入することが義務付けられています。

国民年金の保険料は、14,100円(平成19年度)ですが、経済的理由などで保険料を納めることが困難な場合には、本人の申請手続きによって、保険料の納付が「免除(一部納付)」または「猶予」される制度があります。

### ◇免除制度の種類◇

- ①免除(全額免除・一部納付)申請  
本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下の場合に保険料納付の全額又は一部が免除されます。
- ②若年者納付猶予申請  
30歳未満の方で、本人、配偶者の前年所得が一定額以下の場合に保険料納付が猶予されます。
- ③学生納付特例申請  
学生の方で、本人の前年所得が一定以下の場合に保険料納付が猶予されます。

### ◆手続・問い合わせ

住民課国保年金班 ☎84-1214

## 国民年金・ 厚生年金のことなら…

## 『ねんきんダイヤル』へ

イイロウゴ  
0570-05-1165

(7月17日から)

※IP電話・PHS ☎03-6700-1165

年金受給者、被保険者(加入記録、見込額試算の  
申込、年金の請求方法など)に関する問い合わせに  
ご利用ください。

### ▼受付時間

- ・月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分  
ただし月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)  
は午後7時まで
- ・第2土曜日 午前9時30分～午後4時
- \*毎年11月第2・4土・日曜日 午前9時30分  
～午後4時
- \*祝日、12月29日～1月3日は利用できません。

年  
金